

【協議事項】

三条市地域公共交通協議会規約新旧対照表

改正後（案）	現行																										
<p>○三条市地域公共交通協議会規約 （設置）</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法第（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。</p> <p>第 2 条～第 5 条 （略） （組織）</p> <p>第 6 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 7 条～第 18 条 （略）</p> <p>別表 1（第 6 条関係）</p>	<p>○三条市地域公共交通協議会規約 （設置）</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法第（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。</p> <p>第 2 条～第 5 条 （略） （組織）</p> <p>第 6 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 7 条～第 18 条 （略）</p> <p>別表 1（第 6 条関係）</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 1058 669 1086">区分</th> <th data-bbox="674 1058 1106 1086">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 1090 669 1118">(略)</td> <td data-bbox="674 1090 1106 1118"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1121 669 1150">法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員</td> <td data-bbox="674 1121 1106 1150">三条警察署 署長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1153 669 1182">法第 6 条第 2 項第 4 号 の委員</td> <td data-bbox="674 1153 1106 1182">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="674 1185 1106 1214">三条市商工会 会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="674 1217 1106 1246">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	(略)		法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	三条警察署 署長	法第 6 条第 2 項第 4 号 の委員	(略)		三条市商工会 会長		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1058 1565 1086">区分</th> <th data-bbox="1570 1058 2002 1086">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1090 1565 1118">(略)</td> <td data-bbox="1570 1090 2002 1118"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1121 1565 1150">法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員</td> <td data-bbox="1570 1121 2002 1150">三条警察署 署長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1570 1153 2002 1182">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1570 1185 2002 1214">栄商工会 会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1570 1217 2002 1246">下田商工会 会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1570 1249 2002 1278">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	(略)		法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	三条警察署 署長		(略)		栄商工会 会長		下田商工会 会長		(略)
区分	委員																										
(略)																											
法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	三条警察署 署長																										
法第 6 条第 2 項第 4 号 の委員	(略)																										
	三条市商工会 会長																										
	(略)																										
区分	委員																										
(略)																											
法第 6 条第 2 項第 3 号 の委員	三条警察署 署長																										
	(略)																										
	栄商工会 会長																										
	下田商工会 会長																										
	(略)																										